十一	1　小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者であって、おもてなし規格認証を取得したもの 2　訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る者	観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図ること。
十二	1　非正規雇用の処遇改善に取り組む者 2　従業員の長時間労働の是正に取り組む者 3　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の規定により一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の規定により一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者又は地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む者 4　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により認定を受けた者 5　事業所内に保育施設を整備する者	非正規雇用の処遇改善への取り組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を図ること。
十三	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 3　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等により環境対策の促進を図ること。
十四	自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
十五	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれるもの	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
十六	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
十七	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。
十八	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前のもの 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること。
十九	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれるもの	地域経済の産業活力維持に資する事業等を行う中小企業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者の自助努力による企業再建を支援すること。
二十	災害により被害を受けた者（次号及び第二十二号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十一	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十二	平成二十八年熊本地震により被害を受けた者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた者	平成二十八年熊本地震により被害を受けた中小企業者及び平成二十八年熊本地震に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十三	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○国税庁告示第一号

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

国税庁長官心得　藤井　健志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
四の二　所得税法施行令第二百六十六条の二第五項の規定により提出する書類	［号を加える。］
四の三　所得税法施行令第二百六十六条の三第十二項の規定により提出する書類	［号を加える。］
六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号（同法第七十条の七の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号の規定により提出する届出書